

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 回覧 | | | | | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

アクティブ長洲小

長洲町立長洲小学校だより
 令和2年11月13日第12号
 文責 校長 川富 一弘

6年生、「平和のバトン」を受け継ぎに

11月9, 10日に6年生は修学旅行でした。コロナ禍を受け、県内案も用意しましたが、子ども達の思いを尊重し、当初の予定通り長崎方面へ出かけました。1日目は長崎市内で平和学習です。まずは爆心地に近く多数の死者が出た城山小学校へ向かいました。被爆当時のままの校舎が一部残る学校で、数々の爪痕を見学しました。校内の研修室では、被爆者の方の話を聞くことができ、子どもたちはその迫力のある体験談にすっかり引き込まれて聞き入っていました。

午後からは、原爆資料館、浦上天主堂、そして永井博士が最期、二人の我が子と過ごした三畳ほどの住まいである如己堂等を歩いて巡りました。そして平和学習の締めくくりは、平和祈念公園で平和集会を行い、平和への思いをみんなで誓い合いました。

翌日は、佐世保市へ移動し、海外の文化に触れること、集団行動を学ぶことを目的にハウステンボスへ…。およそ5時間ほど、活動班で広い園内を行動し、仲良く昼食を食べたり、遊具で活動したりする姿が見られました。

私は、修学旅行での平和学習について、単に原爆の惨さを学ぶのが平和学習ではないと考えています。もしその視点に偏ると、反米感情を煽ることで終わってしまいます。

そうではなく、戦争がいかに無意味なことなのか、そして戦争を起こしてしまうのは人であること、回避するのも人であること、人が人と、国と国とがどう付き合っていくのか、を考えながら自身の生活と重ねることが重要だと思っています。標題の「平和のバトン」は80歳を越えてなお、体験談を旅行生に語り続けておられる八木道子様のお言葉です。八木様は「あなた方にバトンを渡しましたよ。」と本校の6年生に何度も言っておられたのがとても印象的でした。



《平和集会の様子》



《ボランティアガイドさんの話を聴く子ども達》



《八木様の体験談講話》

校内人権旬間を実施中

今月2日～20日までのおよそ3週間を校内人権旬間として、すべての学級で人権学習の授業を行い、まとめとして全校による人権集会を行う予定です。

人権とはすべての人々に保障されている言わば「幸せに生きることができる権利」。そしてこの人権はだれも奪うこと、傷つけることはできないものと憲法に示されています。この人権について学ぶ人権教育は、学校経営の根幹をなすものであり、学校を離れて社会へ出た後も引き続いて尊重される概念でもあります。

そこで、子ども達の身の回りにある様々な人権問題を発達段階に応じて向き合わせ、そして自分の生活と重ねながら、よりよく人とつながること、付き合っていくことを学ぶことを特に取り上げて学校あげて取り組んでいくものです。小学校1～3年生まで特に学級内の出来事や日常生活につながるもの、4年生以上は部落差別問題をはじめとする様々な差別問題を取り上げて自分たちの生活と重ねながら学んでいきます。

端的に言えば、この旬間によって、学級内におこっているいじめに気づかせ、またいじめを許さない風土を醸成することをねらっています。学級での人権学習の成果をご家庭でもぜひ話題にして共有していただければ幸いです。

赤い羽根共同募金へのご協力に感謝

毎年恒例の児童会あげた取組である共同募金ですが、今年は「スポンサーシップ」を取り入れました。「スポンサー」の意味は、後援者、支援者。よく企業のイベントやプロスポーツの世界で聞く言葉だと思います。これまではこの共同募金、自分の小遣いや親からお金をもらって募金箱へ入れていたようですが、子ども自身が用意したお金を募金させたいという思いがありました。そこで、共同募金するための仕事を家庭で見つけさせ、その仕事に対して家族の誰かにスポンサーになってもらい、期間中決めた仕事をしっかりやり遂げたらスポンサーである家族からその報奨金をもらい、そのお金を募金する方法にしたのです。

募金する本来の意味は、募金の趣旨に賛同し、支援する人々や団体のために自分のお金を寄付することだと思います。そこで自らの気持ちを込めたお金を用意すべき、という考え方に至りました。本年度の本校の思考時のキーワードは、「主体性」「多様性」「目的・目標」です。学校で行う活動にはすべて目的や目標、言い換えると教育的価値がなければなりません。それで、外部委託事業であるこの募金活動に教育的価値、意義を付加する必要があったわけです。そうすることで子ども達の募金に対する主体性も期待できます。ご家庭においては、十分な説明もできず申し訳なく思いますが、がんばってお金を受け取る我が子を褒める機会になったのではないかと考えています。ご協力ありがとうございました。

児童虐待防止推進月間

11月は、全国、児童虐待防止月間となっています。我が子に対する体罰、育児放棄(ネグレクト)による子どもの虐待死が社会問題となっています。躰のためと称した子ども達の心や体に対する暴力(言葉の暴力も含む)は決して何人も許される行為ではありません。

保護者の皆様・・

大切なお子様の成長のため、虐待はしないと誓ってください。

地域の皆様・・

子ども達の様子に関心を持って見守ってください。何か異変に気づいたら学校へ連絡をください。



「登校して募金する1年生と受け取る児童会総務委員の6年生」